

青森県報

号外第八十七号

平成十八年
九月二十九日
(金曜日)

目次

人事委員会

人事委員会規則七・三(県税事務手当)等の一部を改正する規則……………(職員課) ……

人事委員会

人事委員会規則七・三(県税事務手当)等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年九月二十九日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・三(県税事務手当)等の一部を改正する規則

人事委員会規則七・三(県税事務手当)等の一部を次のように改正する。

(人事委員会規則七・三(県税事務手当)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七・三(県税事務手当)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)(を)利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。」に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。」を使用して記録したときは「に改める。

(人事委員会規則七・四(感染症等防疫作業手当)の一部改正)

第二条 人事委員会規則七・四(感染症等防疫作業手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)(を)利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。」に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。」を使用して記録したときは「に改める。

(人事委員会規則七・四四(通勤手当)の一部改正)

第三条 人事委員会規則七・四四(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の規定による通勤の実情等を統合庶務システム(通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。以下同じ。)(を使用して届け出たときは、同項の規定による届出をしたものとみなす。

3 前項の場合において、同項の規定による通勤手当の額の決定又は改定に係る事項を統合庶務システムを使用して記録したときは、同項の規定による記載をしたものとみなす。

(人事委員会規則七・六〇(福祉業務現業手当)の一部改正)

第四条 人事委員会規則七・六〇(福祉業務現業手当)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)(を)利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。」に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。」を使用して記録したときは「に改める。

(人事委員会規則七・六三(精神保健業務手当)の一部改正)

第五条 人事委員会規則七・六三(精神保健業務手当)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)(を)利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組み

みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の仕事に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは「に改める。(人事委員会規則七・七〇(農薬散布作業手当)の一部改正)

第六条 人事委員会規則七・七〇(農薬散布作業手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。))を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の仕事に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。))を使用して記録したときは「に改める。(人事委員会規則七・七一(種雄牛馬等取扱手当)の一部改正)

第七条 人事委員会規則七・七一(種雄牛馬等取扱手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。))を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の仕事に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。))を使用して記録したときは「に改める。(人事委員会規則七・八三(衛生検査手当)の一部改正)

第八条 人事委員会規則七・八三(衛生検査手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。))を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の仕事に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。))を使用して記録したときは「に改める。(人事委員会規則七・九〇(夜間看護手当)の一部改正)

第九条 人事委員会規則七・九〇(夜間看護手当)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。))を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組み

みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の仕事に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。))を使用して記録したときは「に改める。(人事委員会規則七・九六(狂犬病予防等作業手当)の一部改正)

第十条 人事委員会規則七・九六(狂犬病予防等作業手当)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。))を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の仕事に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。))を使用して記録したときは「に改める。(人事委員会規則七・九七(病害虫防除手当)の一部改正)

第十一条 人事委員会規則七・九七(病害虫防除手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。))を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の仕事に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。))を使用して記録したときは「に改める。(人事委員会規則七・九八(家畜診療手当)の一部改正)

第十二条 人事委員会規則七・九八(家畜診療手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。))を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の仕事に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。))を使用して記録したときは「に改める。(人事委員会規則七・一〇二(放射性物質取扱手当)の一部改正)

第十三条 人事委員会規則七・一〇二(放射性物質取扱手当)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。))

を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは「に改める。

(人事委員会規則七・一〇六(用地買収交渉手当)の一部改正)

第十四条 人事委員会規則七・一〇六(用地買収交渉手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは「に改める。

(人事委員会規則七・一〇九(住居手当)の一部改正)

第十五条 人事委員会規則七・一〇九(住居手当)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、同項の規定による居住の実情等を統合庶務システム(通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。以下同じ。)を使用して届け出たときは、同項の規定による届出をしたものとみなす。第六条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、同項の規定による住居手当の月額決定又は改定に係る事実を統合庶務システムを使用して記録したときは、同項の規定による記載をしたものとみなす。

(人事委員会規則七・一一五(漁業取締手当)の一部改正)

第十六条 人事委員会規則七・一一五(漁業取締手当)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは「に改める。(人事委員会規則七・一一七(公害等調査手当)の一部改正)

第十七条 人事委員会規則七・一一七(公害等調査手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは「に改める。

(人事委員会規則七・一二〇(火災等災害調査手当)の一部改正)

第十八条 人事委員会規則七・一二〇(火災等災害調査手当)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは「に改める。

(人事委員会規則七・一二二(水中選別作業手当)の一部改正)

第十九条 人事委員会規則七・一二二(水中選別作業手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは「に改める。

(人事委員会規則七・一三五(実習指導手当)の一部改正)

第二十条 人事委員会規則七・一三五(実習指導手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は「を」通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する

る届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは」に改める。
(人事委員会規則七・一三七(潜水作業手当)の一部改正)

第二十一条 人事委員会規則七・一三七(潜水作業手当)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は」を「通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは」に改める。
(人事委員会規則七・一四八(農業者等育成業務手当)の一部改正)

第二十二条 人事委員会規則七・一四八(農業者等育成業務手当)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は」を「通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは」に改める。
(人事委員会規則七・一五〇(航空手当)の一部改正)

第二十三条 人事委員会規則七・一五〇(航空手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は」を「通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは」に改める。
(人事委員会規則七・一六二(管理職員特別勤務手当)の一部改正)

第二十四条 人事委員会規則七・一六二(管理職員特別勤務手当)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組み

みをいう。)に記録したときは、任命権者は」を「通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは」に改める。
(人事委員会規則七・一六六(扶養手当)の一部改正)

第二十五条 人事委員会規則七・一六六(扶養手当)の一部を次のように改正する。
第三条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の規定による届出を統合庶務システム(通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。以下同じ。)を使用して届け出たときは、同項の規定による届出をしたものとみなす。
第四条に次の一項を加える。

4 第二項の場合において、同項の規定による扶養親族に係る事項等を統合庶務システムを使用して記録したときは、同項の規定による記載をしたものとみなす。
(人事委員会規則七・一七〇(災害応急作業等手当)の一部改正)

第二十六条 人事委員会規則七・一七〇(災害応急作業等手当)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は」を「通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは」に改める。
(人事委員会規則七・一七八(冬期滑走路管理手当)の一部改正)

第二十七条 人事委員会規則七・一七八(冬期滑走路管理手当)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は」を「通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭